

立山町男女共同参画プラン (第3次)

平成28年3月

富山県 立山町

立山町男女共同参画プラン作成にあたり

我が国における男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、男女共同参画社会基本法の成立後、男女共同参画基本計画に基づき着実に進められてきました。

しかしながら、現状は、男女共同参画に向けての固定的性別役割分担意識の解消が進まなかったほか、政策・方針決定過程、就労の分野への女性の参画についても十分とは言えず、仕事と生活の調和なども含め、男女共同参画の推進が不十分であったと言えます。これらを改善するために国や自治体が、更に充実した取り組みを行っていく必要があります。

これまで、立山町では平成18年6月に「立山町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画推進に取り組んできました。このプランは、平成11年6月に成立した男女共同参画社会基本法に基づき、町が今後進めていくべき男女共同参画推進の方向性や目標を総合的に定めたものです。その実現のために、男女共同参画の意識づくりだけではなく、人権、DV（ドメスティック・バイオレンス）、子育て、介護、地域での支援といった幅広い分野にわたる施策を提示するとともに、その達成のための施策の推進に取り組んできたところです。なお、このプランも平成27年度末で終了するため、昨年10月から第3次プランの策定作業に取り組んでまいりました。

第3次プランは平成28年度からの5年間において、第2次プランからの継続性と整合性を図るため、第2次プランの基本理念を継承し、見直しを行いました。さらに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）など新たな社会ニーズに対応する事業を加えて策定しました。第1次及び第2次プランと同様、世代を超え、行政や企業、地域社会を含め皆が一丸となって、「男女共同参画社会」の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

今後とも男女が共に参画し、一人ひとりが能力や個性を十分に発揮できる社会を作り上げていくため、地域の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に本プランの策定にあたり、関係各位に対しまして、深くお礼を申し上げます。

平成28年3月

立山町長 舟橋 貴之

目 次

<u>はじめに</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画策定の主旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) プランの期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<u>現在の立山町</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 人口・世帯数の状況・・・・・・・・	2
①人口は・・・・・・・・	2
②年齢別人口の構成は・・・・・・・・	2
③世帯数は・・・・・・・・	3
④6歳未満の子どもがいる世帯は	3
⑤家族構成の状況は・・・・・・・・	4
(2) 保育所（園）・幼稚園の状況	5
(3) 就業の状況・・・・・・・・	6
①産業別就業の状況・・・・・・・・	6
②女性の就業状況・・・・・・・・	6
(4) 地域・社会参画の状況	7
<u>立山町の男女共同参画をめぐる課題</u>	8
立山町の現状から	8
男女共同参画社会に関する意識調査結果（富山県実施）	8
立山町が男女共同参画推進プラン（第3次）を策定するにあたっての課題	11

目 次

目標別体系図	12
1. <u>男女共同参画の意識づくり</u>	13
①-1 人権尊重の意識を高める	14
①-2 個性の芽を育てる	15
2. <u>ワーク・ライフ・バランスの実現</u>	16
②-1 仕事と生活の調和	17
3. <u>男女共同参画への基盤整備</u>	18
③-1 仕事と家庭の両立を支える	19
③-2 まちづくりへの参画	21
4. <u>家庭における男女共同参画</u>	23
④-1 家族の役割分担を見直す	24
5. <u>地域・職場における男女共同参画</u>	26
⑤-1 地域における男女共同参画	27
⑤-2 地域みんなで子育てをする	28
⑤-3 職場における男女共同参画	29
6. <u>男女間のあらゆる暴力のない社会づくり</u>	30
(立山町DV防止基本計画)	
⑥-1 現状と課題	31
⑥-2 啓発活動の充実	32
⑥-3 被害者の相談・支援体制	32
立山町男女共同参画推進員連絡協議会名簿	33

はじめに

(1) 計画策定の主旨

すべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮していくことが、男女共同参画社会の一層の推進に向けて重要であります。

これまで、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成 11 年の基本法の制定に始まり、平成 15 年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、社会は大きく変わり始めています。さらに、平成 27 年 8 月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。）が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

しかし、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来や経済の低迷による貧困格差の拡大、社会の閉塞感の高まりや個人の帰属意識の多様化等に伴う地域社会の人間関係の希薄化など、男女共同参画を推進していく社会全体が難しい状況にあります。このような状況の中で、地域の実情に合わせて、本町の男女共同参画を推進していくことが期待されていると考えます。

これまでの 5 年間は「立山町男女共同参画プラン（第 2 次）」に基づき男女共同参画を推進してきました。今後も時代の推移や立山町の現状を踏まえた、「立山町男女共同参画プラン（第 3 次）」を策定し、より良い男女共同参画の推進に努めます。

また、男女間の暴力を根絶するなどに関する項目については、「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

(2) プランの期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とします。

また、社会情勢や男女共同参画をめぐる状況に大きな変化が生じた場合には、男女共同参画推進活動の中で速やかに対応し、見直していきます。

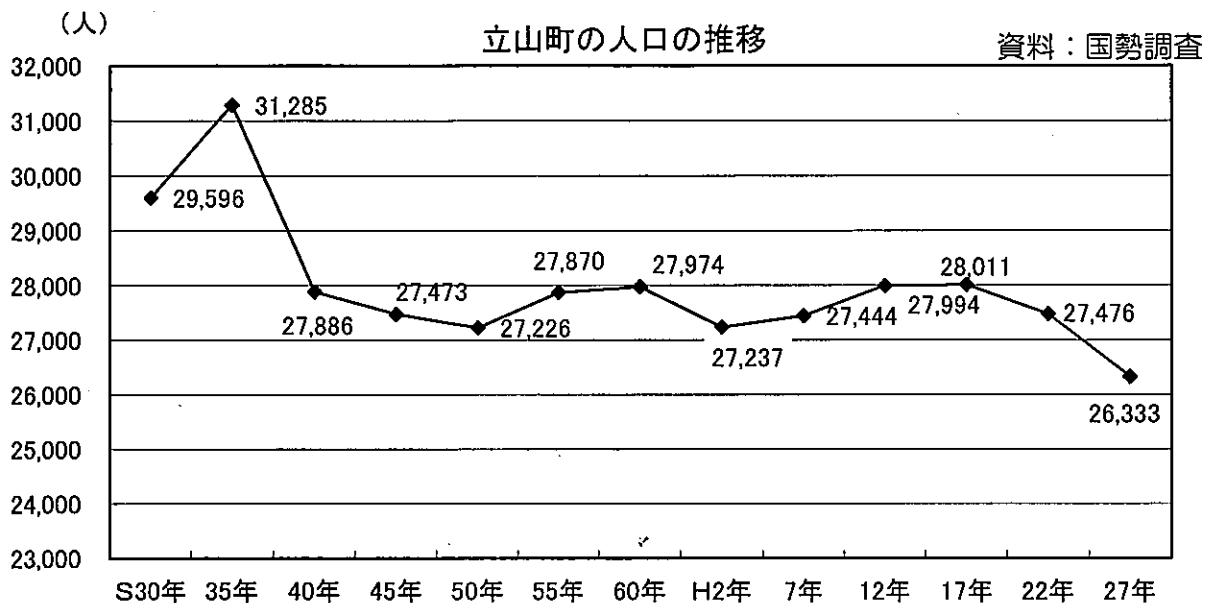
現在の立山町

(1) 人口・世帯数の状況

①人口は

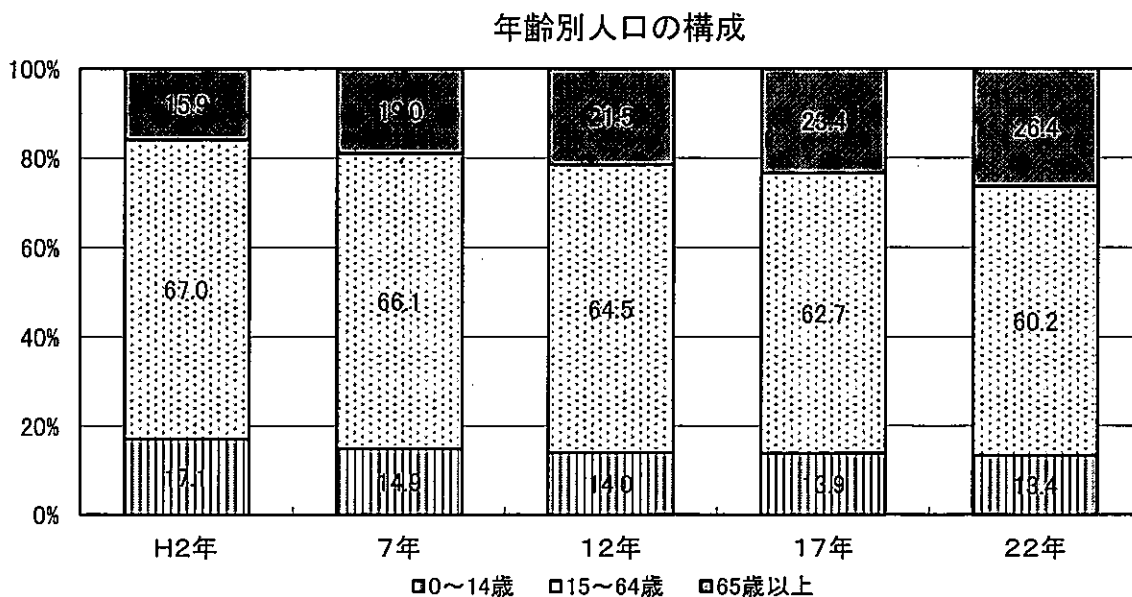
立山町の人口は、平成28年2月26日現在で26,333人となっています。

立山町の人口は昭和35年の31,285人をピークに、その後は都市部への人口流出等により27,000人台に減少しました。その後大きな変動はなく、横ばいで推移し、平成2年以降は微増傾向が続いていましたが、平成17年をピークに減少しています。



②年齢別人口の構成は

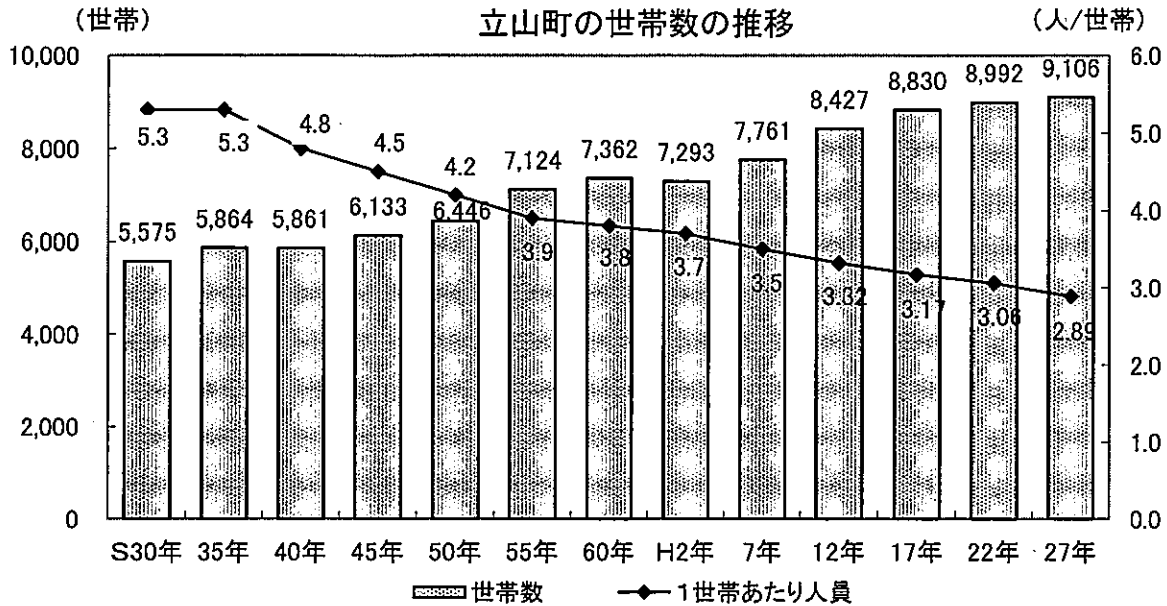
人口を3つの区分に推移を見ると、65歳以上の人口割合が平成2年には15.9%、平成22年26.4%、高齢化が進んでいます。



③世帯数は

世帯数は、緩やかな増加傾向にあり、平成12年から17年の5年間で403世帯、平成17年から22年の5年間で162世帯が増加し、平成22年から27年の5年間では114世帯が増加し、平成27年現在の世帯数は9,106世帯となっています。しかし、世帯数の増加にともない、1世帯あたりの人数は年々減少し昭和35年には5.30人だったものが、平成27年には2.89人となり、世帯の細分化が進んでいます。

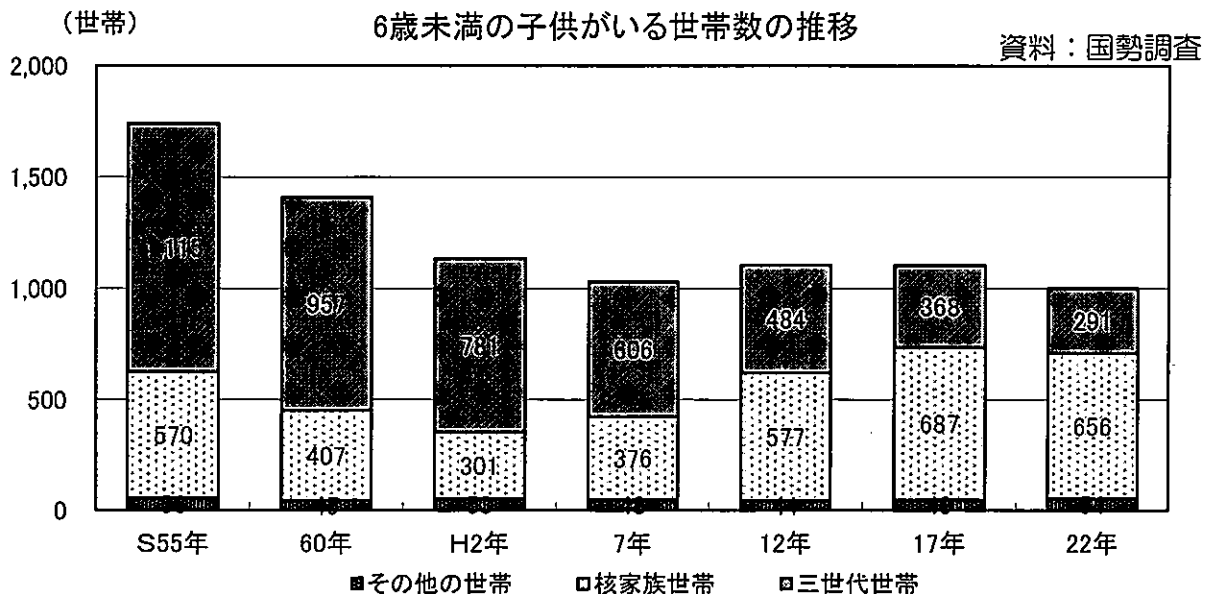
資料：国勢調査



④6歳未満の子どもがいる世帯は

全世帯数の中で、6歳未満の子どもがいる世帯数は、平成7年までは減少傾向にありましたが、平成12年以降は横ばいで推移し、平成22年には1,001世帯となっています。

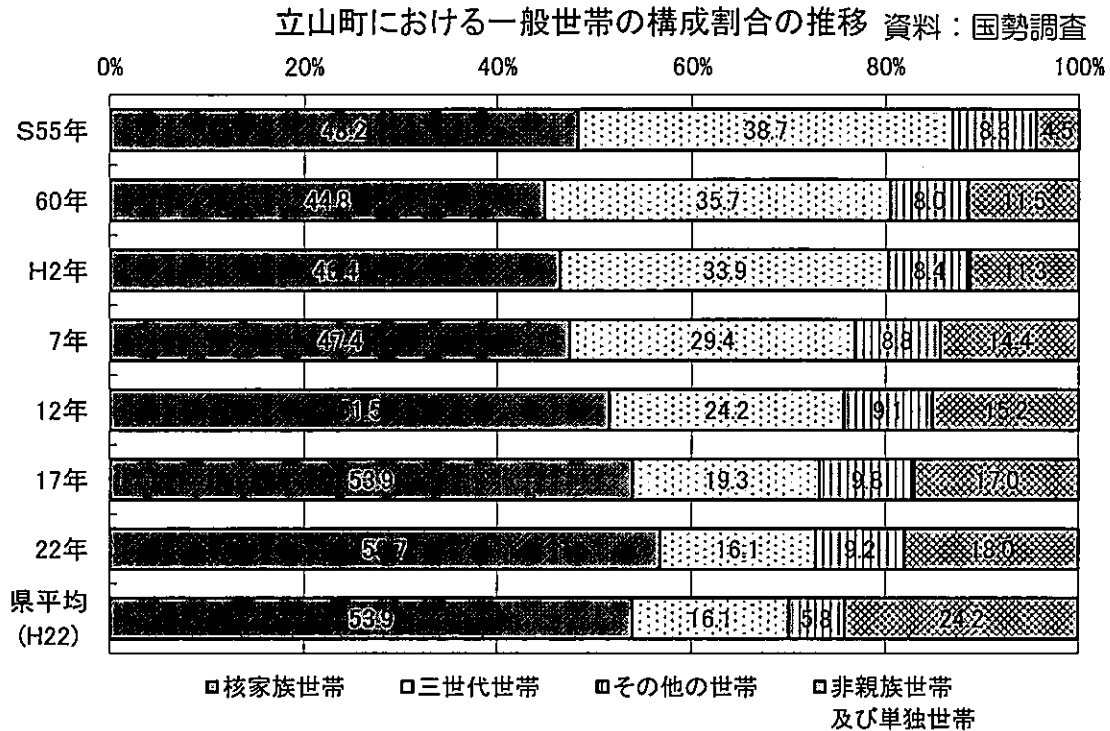
また、その世帯構成を見ると、これまで三世帯同居世帯の占める割合が高かったものが、平成12年以降、核家族世帯の割合が過半数以上を占めるように推移しています。



⑤家族構成の状況は

立山町の世帯の家族構成を見ると、「核家族世帯」が全体の56.7%を占め圧倒的に多く、次いで「三世帯世帯」(16.1%)、「単独世帯」(18.0%)の順となっています。

また、県平均と比較してみると、「核家族世帯」の割合は高く、「三世帯世帯」の割合は同じとなっていますが、これまでの推移を見ると、「三世帯世帯」の割合が減少し、替わって「核家族世帯」と「単独世帯」の割合が増える傾向にあることがわかります。



(2) 保育所（園）・認定こども園の状況

現在、立山町にはおよそ3か月以上5歳（就学前）までの乳幼児を対象とした公営5か所、公設民営3か所、民営1か所の保育所（園）が設置されており、定員数は合わせて750人となっています。

認定こども園については、0歳から5歳の乳幼児を対象とした施設が1か所開園しており、定員数は150人となっています。

保育所（園）の設置状況

平成27年4月1日現在

	名称	定員（人）
公立	岩嶽保育所	40
	釜ヶ淵保育所	40
	新川保育所	40
	下段保育所	50
	日中上野保育所	20
	みどりの森保育園	140
	あおぞら保育園	150
	かがやき保育園	130
私立	高原保育園	140
合計		750

認定こども園の設置状況

	名称	定員（人）
私立	（認定こども園）むつみこども園	150

保育所・幼稚園入園児童数（町内施設利用児童数のみ）

各年4月1日現在

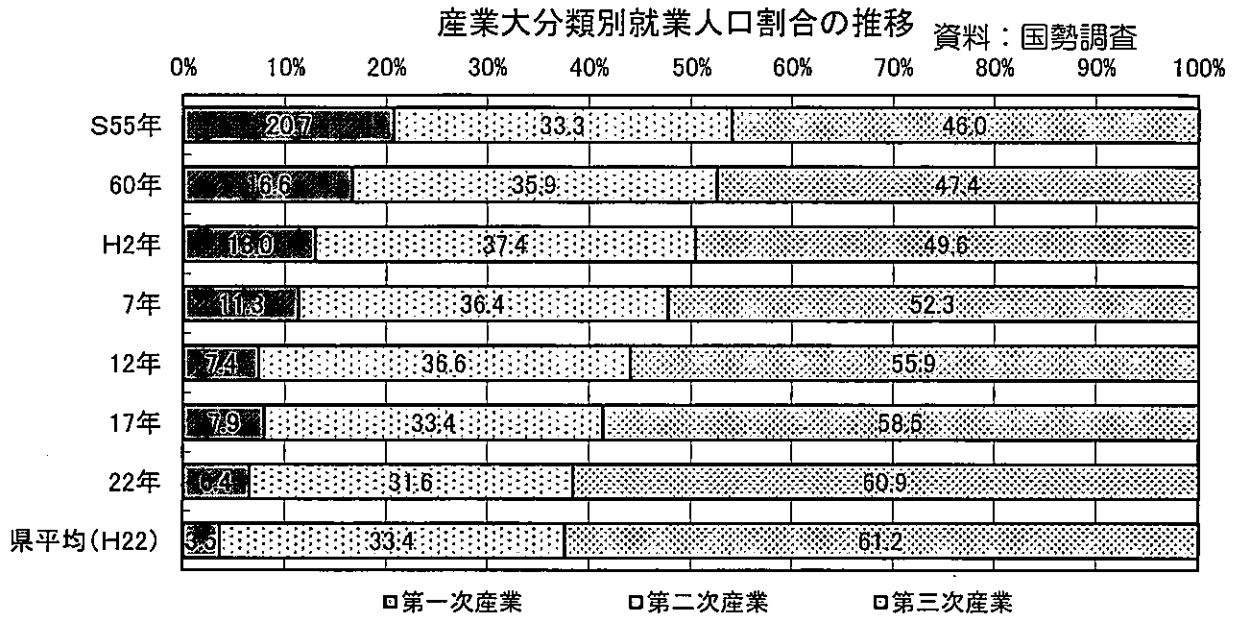
	保育所	幼稚園	合計
平成25年	758	110	868
平成26年	715	114	829
平成27年	696	116	812

※H27については、認定こども園の児童数を計上しています。

(3) 就業の状況

①産業別就業の状況

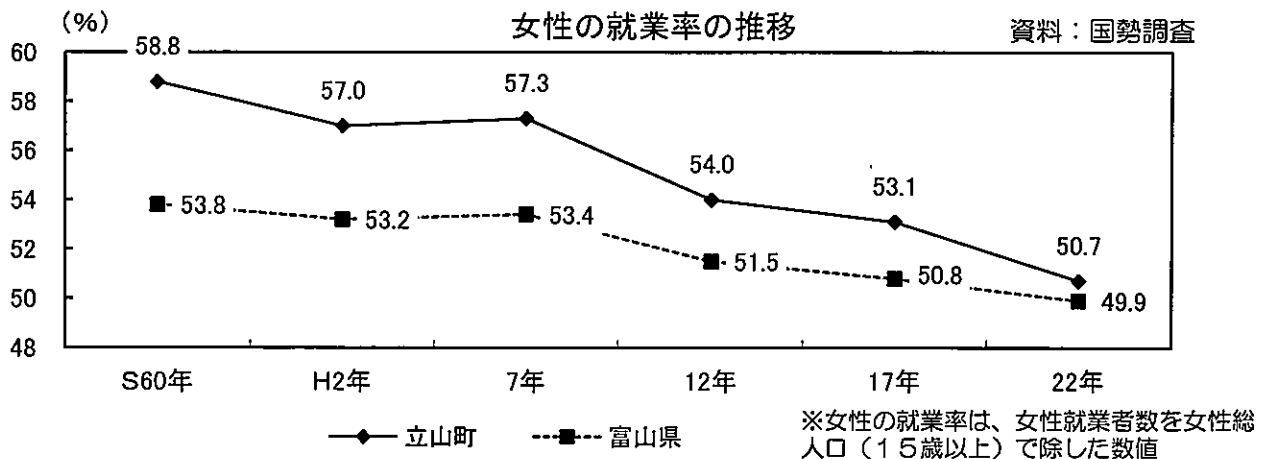
平成22年の立山町の産業別就業者の割合は、第一次産業（農林業）が6.4%、第二次産業（製造業、建設業等）が31.6%、第三次産業（サービス業、公務等）が60.9%となっています。



②女性の就業状況

平成22年現在の立山町における女性の就業率は50.7%で、平成17年に比べて2%弱減少しています。

しかし、昭和60年以降の女性の就業率は、一貫して県平均を上回っています。



女性の年齢別就業率（平成22年）

資料：国勢調査

	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳
女性人口(人)	529	642	806	985	877
就業者数(人)	408	494	625	790	704
就業率(%)	77.1	76.9	77.5	80.2	80.3
県平均就業率(%)	72.3	78.4	74.1	76.8	80.5

※女性の就業率は、各年齢層における女性就業者数を各年齢層の女性人口（15歳以上）で除した数値

(4) 地域・社会参画の状況

立山町における女性の町議会議員は1人、各種審議会委員の数は388人中60人で15.5%です。これは10年前の11.9%に比べ3%近く増加しているものの、県平均(24.8%)より低くなっています。

立山町の企業・事業所・町職員における女性管理職の割合は低く、これからあらゆる分野での女性の活躍と、男女共同参画の普及、啓発の推進が必要と思われます。

立山町の男女共同参画をめぐる課題

□立山町の現状から

人口及び世帯状況から

- ・立山町の人口はほぼ横ばい、世帯数は増加傾向にあり、世帯あたりの家族の人数が少なくなっている。
- ・6歳未満の子どもがいる家庭の過半数は核家族世帯であり、三世帯世帯の割合は少なくなっている。
- ・立山町全体の世帯の家族構成状況でも、核家族世帯が過半数を占め、単独世帯も増加の傾向にある。
- ・年齢別人口の構成では、14歳以下の人口が減少し、65歳以上の人口が増加して少子高齢化が進んでいる。

保育所・認定こども園の状況から

- ・保育所（園）9箇所、幼保連携型認定こども園1箇所が開園

就業状況から

- ・産業別就業者の割合は、第二次産業の割合はほぼ横ばいなものの、第一次産業は減少し、その分、第三次産業が増えている。
- ・しかし、県平均と比べると、まだ第一次産業従事者の割合は多い。
- ・立山町の女性の就業率は、県平均を上回っている。

□男女共同参画社会に関する意識調査結果（平成21年度富山県実施）

○平等感について

- ・次の分野で、男女の地位は平等ですか
 - ・・・「家庭」57.9%、「職場」61.8%、「政治」66.0%、「社会通念・慣習・しきたり」75.0%が、男性が優遇されていると回答
 - ・・・「学校教育」は56.0%、「法律・制度」では35.5%が平等であると回答
- ・平等になるために重要と思うこと
 - ・・・「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」30.8%
 - 「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」19.0%

○結婚、家庭生活について

- ・結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい
 - ・・・「賛成」57.7%、「反対」33.6%
- ・夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである
 - ・・・「賛成」34.1%、「反対」52.2%

○夫婦の役割分担について

- ・あなたの家庭では、次にあげるものについて主に誰が分担していますか
 - ・・・炊事、洗濯、掃除などの家事 「妻」80.2%
 - ・・・育児（乳幼児の世話） 「妻」76.6%
 - ・・・お年寄りの介護 「妻」57.1%

○子ども・教育について

- ・理想の子どもの数
 - ・・・3人以上 44.8%
 - 2人以上 39.5%
- ・実際に持つつもりの子どもの数
 - ・・・2人 48.4%
 - 3人以上 17.8%
- ・理想より実際の子どもの数が少ない理由
 - ・・・経済的負担が増えるのは大変だから 62.8%
 - 健康上の理由から 17.2%
 - 出産の心理的、肉体的不安があるから 16.7%
- ・子どもに受けさせたい教育の程度
 - ・・・男の子の場合
 - 大学以上 47.5%
 - 子ども次第 28.1%
 - ・・・女の子の場合
 - 子ども次第 32.4%
 - 大学以上 28.1%

○働き方について

- ・女性の働き方について、望ましいと思うものは
 - ・・・「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ」 43.8%
 - 「子どもができて、ずっと職業を続ける」 35.0%
- ・実際は女性の働き方についてどの働き方になりそうか(なったか)
 - ・・・「子どもができて、ずっと職業を続ける(続けた)」 36.6%
 - 「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ(持った)」 31.3%
- ・女性が職場で能力を発揮するために重要だと思うこと
 - ・・・「女性が職業人としての自覚を持ち、意欲を持って働くこと」 50.8%
 - 「育児休業を取りやすくすること」 46.4%
 - 「能力や実績に応じた評価(給料の面を含む)がなされること」 43.8%
 - 「結婚、出産等によりいったん退職した女性が同じ企業に再び雇用されるようにすること」 43.3%
- ・管理的部門や指導的地位への女性の登用が少ない理由
 - ・・・「男性中心の職場慣行があるから」 45.4%
 - 「登用する側に男性優先の意識や女性管理職に対する不安感があるから」 36.6%
- ・女性の長期就労を困難にしている要因
 - ・・・「出産・育児」 77.0%
 - 「お年寄りや病人の世話」 48.9%
 - 「家族の理解や協力が得られないこと」 24.7%
 - 「長く働き続けられるような職場の条件・制度が不十分」 40.9%

○政策方針決定について

- ・女性の意見が政治や行政にどの程度反映されていると思うか
 - ・・・「十分反映されている」 6. 0%
 - 「ある程度反映されている」 42. 0%
 - 「あまり反映されていない」 40. 3%
 - 「ほとんど反映されていない」 6. 1%
- ・女性の意見が十分反映されていない理由
 - ・・・「男性の認識、理解が足りない」 37. 5%
 - 「社会の仕組みが女性に不利である」 36. 0%
 - 「行政機関の上層部に女性が少ない」 32. 7%

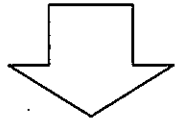
○仕事と生活の調和について

- ・「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度
 - ・・・「仕事」を優先したい 4. 7%
 - 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい 23. 1%
 - ・・・「現実」は、「仕事」を優先 22. 4%
 - 「現実」は、「仕事」と「家庭生活」をともに優先 17. 9%
- ・男性が、家事、子育て等に積極的に参加するために必要なこと
 - ・・・「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」 58. 2%
 - 「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」 54. 7%
 - 「社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高めること」 43. 5%
 - 「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」 34. 7%
- ・仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けて必要な取り組み
 - 企業による取り組み
 - ・・・「年次有給休暇を取得しやすい職場づくり」 43. 1%
 - 「育児・介護で仕事を休んでも不利にならない人事評価制度」 42. 4%
 - 「長時間労働の抑制のための業務見直しや要員の確保、職場の風土改革」 37. 3%
 - 行政による取り組み
 - ・・・「育児や介護の施設・サービスの充実」 42. 6%
 - 「雇用確保など女性、高齢者等の多様な働き方に対する支援」 39. 3%
 - 「就職支援や職場定着支援など若年者の安定就労・自立した生活の推進」 36. 3%

○高齢期について

- ・自分の高齢期の支えとなるべきもの
 - ・・・「家族の支え」 35. 9%
 - 「社会全体での支え」 30. 0%
 - 「自分自身での支え」 25. 2%
- ・あなた自身が介護を必要とする場合、誰に介護を受けたいですか
 - ・・・「配偶者（妻または夫）」 40. 2%
 - 「施設の介護」 22. 1%
 - 「ホームヘルパー等の専門家（在宅介護）」 14. 8%
 - 「娘」 11. 8%

・自分の親が介護を必要とする場合、誰に介護をしてもらいたいか	
・・・「施設の介護」	20.8%
「配偶者（妻または夫）」	20.4%
「ホームヘルパー等の専門家（在宅介護）」	19.1%
「娘」	18.4%



立山町が男女共同参画推進プラン（第3次）を策定するにあたっての課題

今日、立山町は富山市のベッドタウンとして新しい世帯の流入が多くなり、若者世帯（主に核家族世帯）の割合が多くなってきていますが、その一方では古くから農業を基幹産業として発展してきた町であり、年配世帯の中には伝統的な農村の考え方もしっかり残っています。そのため、男女共同参画の推進は幅広い世代に対応する必要があります。

また、女性の就業率が高く、家計を支える存在とされ、家事・育児もしっかりこなし、介護の担い手としての役割も期待されており、女性には厳しい状況が見えてきます。

子育てについては、公立、私立、保育所、認定こども園が点在し、待機児童は発生していないものの、多様な保育ニーズに答え切れていない面があります。

介護については、保険料や利用料が高いといった声や施設が不足しているといった声もあります。

家庭内暴力については、児童相談所が市町村の業務となり、地域協議会が設置されているもののDVや高齢者への虐待防止など、様々な角度方面から人権保護に対応していく必要があります。今後どのように対応していくのか検討が必要です。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）については、実現に向けての必要な取組みを企業・行政ともに進めていく必要があります。

目標別体系図

基本目標	重点課題	施策の方向
目標 1 男女共同参画の意識づくり 人権尊重の意識を高める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等での人権教育 ・ 地域や家庭での人権教育 ・ 男女の役割分担意識の解消 ・ しきたりや習慣の見直し ・ 男女の描き方についての広報ガイドラインの作成
 個性の芽を育てる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個性を伸ばす教育 ・ 多様な選択を可能にする教育
目標 2 ワーク・ライフ・バランスの実現 仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの普及 ・ 事業所などへの働きかけ
目標 3 男女共同参画への基盤整備 仕事と家庭の両立を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と子育て ・ 仕事と介護
 まちづくりへの参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策・方針決定への参画 ・ 男女共同参画推進員制度の確立
目標 4 家庭における男女共同参画 家族の役割分担を見直す	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家事・育児・介護の男女共同参画
目標 5 地域・職場における男女共同参画 地域における男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性リーダーの育成 ・ 地域活動への参画 ・ 生涯学習活動への参画
 地域みんなで子育てをする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ぐるみで子育て
 職場における男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女平等な評価での人材登用 ・ 職場における母性保護 ・ セクシャル・ハラスメントの防止
目標 6 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり [立山町DV防止基本計画] 現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の管理 ・ 子どもの心のケア ・ 相談支援体制の整備
 啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力の社会的認識の普及 ・ 被害者の救済
 被害者の相談・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安心できる相談体制づくり

1

目標 男女共同参画の意識づくり

男性も、女性も、自分らしく能力を発揮するには、それぞれの意識が最も大切です。人々の意識の中には、「男は仕事、女は家庭」というような、男女の役割に関する固定的な考え方が根強く残っています。このような考え方は長い間のしきたりや習慣でかたちづくられてきたため、このような考え方を変えるには、広報や啓発活動を粘り強く行っていくことが大切です。

また、小さな子どものうちから男女平等や人権について家庭や学校、地域で教育していくことは、とても有効です。男、女にこだわらずその子らしい個性を伸ばす教育を行っていくことが必要です。

身近な異性や配偶者によって引き起こされる暴力は被害者の人権を著しく侵害し、体や心に傷を負わせます。このような暴力の根底には、性別による差別意識があるのではないのでしょうか。

このような意識をあらため、男女がそれぞれの個性を発揮し輝ける立山町を目指しましょう。

④-1 人権尊重の意識を高める

◆幼稚園・保育所（園）・小学校等での人権教育

男女がお互いを認め合い、尊重し合うことは、私たちのめざす男女共同参画社会にとって、とても重要なことです。このような考え方は幼少の頃からの習慣や周囲の大人の様子によって自然に身に付いていくものです。幼稚園・保育所（園）・小学校等から人権を尊重し合う教育を行っていきましょう。

◆地域や家庭での人権教育

今日、立山町でも世帯の核家族化が進み、地域の中で悩みを抱えながら子育てを行いがちで、親に育児の不安と負担がのしかかっています。そこで地域と家庭が共に、子どもに対して個人（人間）として最低限必要なしつけを行い、自立心、責任感、公平性、思いやりを身につけさせるよう取り組んでいく必要があります。

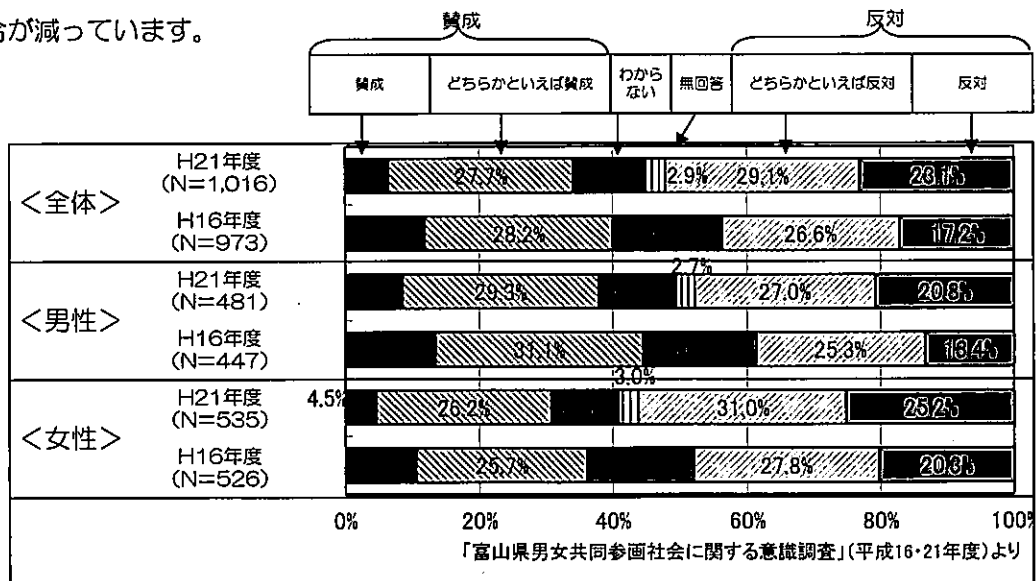
- ・家庭や地域でも男女が協力し合い、それが当たり前だということを子どもたちに見せ、体験させていきましょう。
- ・自分の身の回りのことは自分でするように、子どもたちの手本となるよう大人が実行していきましょう。

◆固定的な男女の役割分担意識の解消

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

「反対」（52.2%）の割合が、「賛成」（34.1%）の割合を上回っています。

平成16年度と平成21年度を比較した場合、「反対」の割合が増え、「賛成」の割合が減っています。



・地域の会合や講演会等、男性が比較的多く集まる場所で、男女共同参画の推進、啓発を行います。

◆しきたりや習慣の見直し

ふだん何気なく接しているしきたりや習慣には、男女どちらかに苦痛を強いたり機会を奪うものもあります。そのようなしきたりや習慣を見直し、男女がのびのびと活躍できる社会を目指しましょう。

- ・実態を把握し、歴史的に意義のあるものについては否定せずに、以前からこうなっている、こういうものだと思いきみで続けられてきているようなものは、見直しましょう。

◆男女の描き方についての広報ガイドラインの作成

「性別による固定的な役割分担意識」の解消のため、普段から何気なく使っている言葉やイラストの表現にも、性別イメージの固定化につながるものを改め、女性・男性を幅広いイメージで表現しましょう。

- ・小中学生等に男女共同参画についての教材を提供します。
- ・町が発行する広報や刊行物、放送などで、男女の役割分担について固定的な考え方を押しつけるような表現が行われないよう、ガイドライン策定の検討をします。

①-2 個性の芽を育てる

◆個性を伸ばす教育

男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが教育・学習です。

幼少の頃から「男の子だからああしなさい」「女の子だからこうしたらだめ」などといった、性に関する固定観念にとらわれない「その子らしさ」を伸ばせるような教育に取り組むことが必要です。

- ・さまざまな決めごとなどで男女の役割を固定させない配慮をします。

◆多様な選択を可能にする教育

男女がともに、各人の生き方、能力、適正を考え、主体的に進路を選択する能力・資質を身につけられるような教育・学習機会の提供を充実させます。

- ・子どもの頃から将来を見通した教育を推進し、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図ります。

2

目標 ワーク・ライフ・バランスの実現

今日、共働き世帯の増加や時代の変化に対応できないなどの理由により、仕事と生活の調和がとれず、長時間労働が心身の健康に悪影響を及ぼしたり、働き方の希望と現実にギャップを感じたりと問題を抱える人が多くみられます。

仕事と家庭や地域活動などの仕事以外の生活も大事にするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、これらの問題を解決し、誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現出来るものです。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、個人が経済的に自立して、健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様な働き方・生き方が選択できる社会です。その実現によって、男女がともに働きやすく、家庭に男性が参画し、地域社会の活動が活性化して、多様な人々が活躍できる社会になります。

また、仕事と生活の両方を大事にすることは、社会全体や個々の企業が持続していくためにも必要不可欠です。「次世代育成支援対策推進法」では101人以上の労働者を雇用する事業主に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付け、また「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」においては、51人以上の労働者を雇用する事業主に行動計画策定が義務付けられており、仕事と生活が両立できる働き方への見直しが求められています。

②-1 仕事と生活の調和

仕事と地域・家庭生活の両立は男女の努力だけで実現できるものではありません。職場の中でも地域・家庭を大切にできる雰囲気や制度が不可欠です。事業主は、小さい子どもがいる家庭、介護の必要な人のいる家庭に配慮した制度を取り入れましょう。

◆ワーク・ライフ・バランスの普及

仕事と生活の両方を大事にすることは、社会全体や個々の企業が持続していくためにも必要不可欠であり、生涯を通じて充実した生活を送ることに繋がります。

- ・ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)についての情報提供と啓発を行います。
- ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の普及啓発を行います。
- ・ワーク・ライフ・バランスを住民に推進するにあたって、町職員自らが模範となるように積極的に取り組みます。

◆事業所などへの働きかけ

多くの職場では仕事が忙しく、そのため長時間労働で有給休暇や育児・介護休業が取得しづらい状況です。これからは、多様性が求められる時代であり、多様な人々を活かして競争力をつけ、働きやすい環境にしていくことは、将来の成長や発展、優秀な人材の確保に繋がるので、働き方を変えていく必要があります。

また、これらを推進していくには、事業所などの理解と協力が必要です。

- ・事業所などにおいて、ワーク・ライフ・バランスの考えを取り入れ、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすいような働き方が出来るよう、働き方について支援を行います。
- ・町においても特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの考えを取り入れた働き方を推進します。

<事業所>

- ・フレックス勤務制度や短時間勤務などの多様な勤務形態の選択ができるようにしましょう。
- ・男女が、家庭や地域における生活を大切にできるように意識啓発を進めるとともに、年次有給休暇の取得促進、ノー残業デーの実施などによる所定外労働時間の削減など、労働時間の短縮を促進しましょう。
- ・育児休業や部分休業、介護休業の取得しやすい雰囲気を作りましょう。
- ・育児休業や介護休業は男女ともに取得できる制度であることを周知しましょう。

3

目標 男女共同参画への基盤整備

男女共同参画社会の実現には、社会的な基盤＝法律や制度の整備が欠かせません。立山町（行政）の立場として、男女共同参画の環境づくりのために、推進体制を充実していく必要があります。

また、企業や団体も、男女共同参画の考え方を取り入れ、事業を行っていくことが、少子高齢化社会の中で必要です。

③-1 仕事と家庭の両立を支える

少子高齢化が進展する中で、社会の活力を維持するには、男女が仕事など社会での活動への参画と、家事・育児・介護など家庭での役割を両立させることが、とても大切になってきています。

◆仕事と子育て

男女が仕事と子育てを両立できるよう保育サービスを中心に学童保育・育児相談サービスを充実していきます。

- ・長時間保育、延長保育、休日保育、一時保育など多様なニーズに応える保育サービスを行います。
- ・放課後や長期休暇期間中に児童が過ごす、放課後児童クラブを拡充します。
- ・子育てについて気軽に相談できる「地域子育て支援拠点事業」を充実します。
- ・男女の育児休暇取得を推進します。

★立山町の子育て支援環境

立山町が行っている事業（主なもの）

【保健センター】

- ・パパママ教室（第1子出産予定のご夫婦が対象）
- ・乳幼児健診
4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
- ・すくすく健診（母乳相談）
- ・新生児訪問、未熟児訪問、2か月児訪問 など

【健康福祉課（保育所）】

- ・つどいの広場（町子育て支援センター）
- ・子育て広場（各保育所）
- ・まちなか子育て支援センター（町元気交流ステーション）
- ・一時保育、延長保育、長時間保育（一部の保育所に限ります）

【住民課】

- ・児童手当の支給
- ・こども医療費助成（中学校3年生まで医療費の助成を行っています）

立山町役場以外で行われている子育て支援

- ・ファミリーサポートセンター

子育てのお手伝いを頼みたい人と、お手伝いができる人がお互いに利用会員・協力会員となり、子育ての相互援助活動を行います。

◆仕事と介護

男女が仕事と介護を両立できるよう介護を支援するサービスを行います。

- ・介護をする側、される側がともに負担にならないよう、その家庭にあった介護方法や介護施設の利用方法を提案します。
- ・男女の介護休暇取得を推進します。
- ・寝たきりになったり、介護度が重度化するのを防ぐために介護予防事業を充実し、自立した生活を送れるよう関係機関と協力して支援します。

★立山町の介護支援

立山町が行っている事業（主なもの）

- ・在宅要介護高齢者福祉金の支給 ・寝具乾燥消毒
- ・おむつ購入助成券の支給 ・配食サービス など

介護予防事業

- ・高齢者の健康づくりや認知症予防等の各種介護予防教室の開催
- ・介護予防サービスの計画立案・介護予防ケアマネジメント
- ・高齢者総合相談・虐待早期発見と防止・権利擁護
- ・ケアマネジャーとのネットワークづくりや困難事例に対する助言 など

③-2 まちづくりへの参画

◆政策・方針決定への参画

企業が行う事業の中でも、男女平等な人材の登用や、意思決定を行う場に男女がともに参画できる体制づくりなど、男女共同参画に取り組んでいきましょう。

★行政としての取り組み

現在、立山町においては法律・条例・要綱などに基づいて設置されている委員会の委員総数に占める女性の割合は県平均を下回り、客観的な評価において立山町の男女共同参画は遅れていると言えます。女性の声をより強く政策に反映するためにはより多くの女性の活躍が必要です。

また、立山町役場も事業所の一つとして、他の模範となるよう男女共同参画に取り組む必要があります。

・立山町で法律や条例などに基づいて設置されている各種審議会などの委員における女性登用の割合が、平成32年度に35.0%以上となるよう関係機関と連絡調整を図り、女性登用の理解を得るようにします。

・立山町は、副町長をリーダーとした推進委員会を設置し、立山町の施策や、今後、策定される各種計画に、男女共同参画の意識を盛り込みます。

審議会等の設置根拠別 区 分	欄	審議会等 数	うち女性委員が いる審議会数	総委員 現在数	うち女性 委員数		女性 割合(%)	平成27年度 女性割合 県平均 (%)
					うち女性 委員数	女性 割合(%)		
1 法律に基づいて設置 されている審議会等 *共同設置の介護認定 審査会を除く	a	10	7	347	46	13.3%	/	
	b	3	3	15	6	40.0%		
自治法第202条の3上 の付属機関(=a+b)小計	c	13	10	362	52	14.4%	/	
3 その他要項に基づいて 設置されている審議会等	d	4	4	26	8	30.8%	/	
計 (=c+d)		17	14	388	60	15.5%	26.2%	

平成28年3月31日現在

◆男女共同参画推進員制度の確立

立山町の町民や事業所、地区の団体などに男女共同参画を推進する、立山町男女共同参画推進委員会を設置し、町民への男女共同参画の推進をアピールしていきます。

- ・立山町民に町独自で男女共同参画推進員を委嘱して、町民や事業所、地区の団体などに男女共同参画を推進します。
- ・推進員を委嘱した立山町民には、研修会・勉強会などを行います。また、推進員のいる地域においても男女共同参画の推進のため、自主的に活動していただけるよう支援を行います。
- ・男女共同参画に関する行事等の情報の発信を町ホームページなどにおいて発信していきます。

**男女共同参画のながれを、地域から起こして
全国へ広げていきましょう。**

4

目標 家庭における男女共同参画

家族の形は多様化が進んでいますが、家事、育児、介護は女性の側に多く担われている現状にあります。女性も男性も社会でいきいきと活動するためには、家庭内での役割をともに担えるようにする必要があります。

また、お父さん、お母さんの家庭での姿は、子どもの家庭観を形成するうえでも重要な意味を持ちます。次世代を担う子供達の平等な意識づくりのためにも、家庭内での役割分担を見直す必要があります。

④-1 家族の役割分担を見直す

◆家事・育児・介護の男女共同参画

立山町では、男女の共働きの比率が高く、近年では核家族家庭の割合も増えてきました。このようななかで、家庭における男性の役割はますます大きくなっています。

しかし、実際に家庭の中で家事や育児を行っている男性は少数派のようです。また、本人はしているつもりでも、異性の目から見ると十分とは言えない状況のようです。

皆さんも、家庭の中での役割分担について十分話し合ってみましょう。そして、長年の習慣やしきたりにとらわれず、自分らしい家庭生活を送りましょう。

地域で行われている、料理や介護などについての教室・講座に出席してみるのもいい機会になるかもしれません。

★行政としての取り組み

男性も女性も、家事や育児、介護などに積極的に参画していくために、出産子育てサポートサイトの発信やパパママ教室の開催などを通じて、住民に知識と技能を身につけてもらい、家庭において実践できるよう働きかけます。

また、企業などに対しても、家庭生活を守るための施策を育児・介護休暇など制度に頼るだけでなく、長時間労働や仕事中心の考え方を改め、家族と過ごす時間を大切に出来るよう、啓発をしていきます。

- ・地区活動や公民館活動において家事や介護の体験教室を実施します。
- ・実際に行ったことのある人の体験談を聞いたり、家庭に帰って実践できるような、教室・講座を開催します。(例 献立づくりから買い物、調理、後かたづけまで行うなど)
- ・子育てや介護について、働く人が休暇を取ろうとしたとき、制度としては存在していても、実際に取得しづらい環境にあると考えられるので、事業所等に対して意識啓発を行っていきます。

・家事等の役割分担の状況について

家庭における家事等の役割分担は、「家事」の81.4%を筆頭に依然妻の役割が極めて高い状況となっています。

<家庭における役割分担の状況>

	H21			H27		
	妻	夫	夫婦同程度	妻	夫	夫婦同程度
家事	80.2%	0.4%	10.1%	81.4%	1.7%	11.7%
育児	76.6%	1.7%	15.4%	77.9%	1.0%	16.6%
介護	57.1%	1.9%	18.8%	46.5%	7.1%	26.5%

5

目標 地域・職場における男女共同参画

身近な生活の場である地域の活動において、女性は大きな役割を担っています。しかし、地域の区長や役員といった役職を担っているのは圧倒的に男性が多いというのが現状です。

また、職場においては、富山県は女性の就業率が高く勤続年数も長いなど、働きやすい環境にあることが伺えますが、管理職への登用が進んでいない状況にあります。

少子高齢化社会の中で、日常の中で得られた問題意識やアイデアを活動で生かしたり、男女がともに社会での活動に参画することは、大変重要です。

⑤-1 地域における男女共同参画

日常的な生活の場である地域の活動には、住み良い町を目指して、男女が積極的に活躍することが必要です。このような地域活動では特に女性が重要な役割を果たしていますが、地域の代表や役員に就くのは、圧倒的に男性が多いのが現状です。

女性も日常的な活動の中で得られた問題意識やアイデアを地域活動に生かせるよう、積極的に発言していきましょう。

◆女性リーダーの育成（行政としての取り組み）

- ・県や県民共生センター(サンフォルテ)と連携を取り、県の出前講座などを利用して、地域の女性リーダーの養成を行います。
- ・PTA会長、自治会など地域団体リーダーへの女性就任状況について、情報を収集し、町ホームページを用いて提供します。
(立山町役場ホームページアドレス：<http://www.town.tateyama.toyama.jp/>)

◆地域活動への参画

- ・地域の祭りや防災訓練、運動会、リサイクル活動など、地域の行事の準備や後かたづけは男女ともに行い、反省会などはみんなで労をねぎらいましょう。
- ・地域の役員会や委員会などで議題となったこと、決まったこと、話し合った内容などは、広報紙などを使い地域の全員で情報を共有して、風通しのよい地域づくりをしましょう。
- ・男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行います。

◆生涯学習活動への参画（行政としての取り組み）

いつでも、だれでも学びたいことを学べるよう、立山町では生涯学習活動を行っています。町民会館や勤労青少年ホーム、各地区公民館などでもさまざまな教室や講座が開かれています。

また、子どもからお年寄りまで参加できるさまざまなスポーツ活動も行われています。各スポーツ少年団・各種スポーツ団体は、中央体育センターなどの施設を利用し、定期的に活動を行っています。

やりたいことを我慢しているのではなく、家族みんなで協力してお互いの生活を有意義にするために、いろいろなことにチャレンジしましょう。

- ・いつでも、だれでも学びたいことを学べるよう、生涯学習事業を行っています。
- ・だれでも、気軽に利用出来るよう、いつ、どこでどんな教室や講座を開催しているか、スポーツイベントを行っているか、ホームページや広報などで、情報の提供を行います。

⑤-2 地域みんなで子育てをする

◆地域ぐるみで子育て

都市化や核家族化が進行するに伴い、近隣関係が希薄化するとともに、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄化しつつあり、育児の孤立化を招く要因となっています。

ひとりて、子育てに悩む親子を救うため、子育ての先輩として次世代を担う子供たちを温かい目で見守り、育成していきましょう。

★行政としての取り組み

・町子育て支援センターでは子どもとお年寄りとの交流、放課後児童クラブを実施。各保育所(園)では、地域子育て支援センターを開設する等、育児不安などの相談や子育てサークルの育成を支援しています。

今後もこのような地域に根差した子育て支援事業を継続し、「立山町子ども・子育て支援事業計画」を着実に実行していきます。

⑥-3 職場における男女共同参画

◆男女平等な評価での人材登用

1985年（昭和60年）5月に男女雇用機会均等法が施行されてから30年を経過し、制度上は職場において男女平等が実現されつつあると思われませんが、実際の職場環境で男女平等が実現されているかといえば、まだ疑問を感じる事が多くあります。

男性も、女性もお互い対等な職業人として、理解し合い、責任を負い、仕事に必要な情報や能力を得るよう努力し続ける必要があります。事業主には、性別による不平等を感じる事のない職場づくり、男女雇用機会均等法の適正な運用を期待します。

- ・町内の各事業主等に改正男女雇用機会均等法の適正な運用を呼びかけ、啓発します。
- ・労働者にも、男女差別のない、家庭を大切に、気持ちのよい職場づくりを呼びかけ、啓発します。
- ・町役場も事業所の一つとして、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整備しながら、女性職員の管理職への登用促進を推進するとともに性別にとられない職場配置を行います。

◆職場における母性保護

男女がお互いのからだの特徴を理解し、思いやりをもって生きていくことは男女共同参画の推進にあたっての前提です。

とりわけ、女性は、妊娠・出産等の機会があるだけでなく、更年期障害や特有の病気など男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

前述の女性の身体的特徴などを理由とした、仕事上の不利益を排除し、男性も育児休業の取得や残業時間の短縮などで女性を手助けできるよう、事業主も家庭生活を応援しましょう。

◆セクシュアル・ハラスメントの防止

1997年（平成9年）男女雇用機会均等法の改正により、事業主にセクシュアルハラスメント防止のための配慮義務が課せられました。

また、被害にあったり、目撃したときは、これ以上被害を大きくしないために毅然とした態度で意思表示しましょう。しかるべき相談機関に被害を相談することも大切です。

※セクシュアル・ハラスメントとは

（Sexual Harassment） 相手の意に反した性的な性質のことを言ったり行ったりすること。

6

目標 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり [立山町DV防止基本計画]

人権の尊重は生命の尊重でもあり、男女間における暴力等の根絶も大きな課題です。

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。

以下「DV」といいます。）は、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。平成26年度に県が行った調査によると、配偶者・パートナーから何らかの被害経験のある人は全体で22.7%（男性13.8% 女性29.6%）にのぼっています。

また、近年は、配偶者以外の恋人や交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。本町においてもこれまで以上に配偶者以外の恋人や交際相手を含む配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護と自立支援、また、町民への啓発等のDV対策の充実を図るため、「立山町DV防止基本計画」を策定することとしました。

⑥-1 現状と課題

- ◆ DV 被害者については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくこと、また、必要な場合には、スムーズに一時保護につなげることが大変重要です。
- ◆被害者の置かれた状況によっては、被害者に対して適宜、支援のためのさまざまな制度に関する情報を提供し、助言を行っていくことが必要です。
- ◆加害者が被害者の居場所を探すことも考えられるため、被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うことが必要です。
- ◆被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、住居の確保をはじめ、生活の安定、就業、心身の健康に関して、切れ目のない支援を行っていくことが必要です。
- ◆子どもを同伴するケースも多いため、保育や就学等に関するもののほか、子どもの心のケアや発達についても、被害者と一緒に考えていくことが必要です。
- ◆ DV は配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、周囲からも個人や家庭の問題として過小にみなされる傾向があります。このため、周囲の人達が気付いたり被害者が相談するまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。
- ◆ DV 被害の拡大を防ぐため、被害を発見しやすい立場にある医師等医療関係者や保健及び地域福祉に携わる職員にも、DV に対する理解や DV 被害者への対応について啓発するとともに、通報や相談に関して協力を求めていく必要があります。
- ◆ DV 被害者が一刻も早く相談支援窓口の存在を知り、安心して相談することができるよう相談支援窓口の周知を図るとともに、相談支援体制を整えることで、被害の拡大を防ぐことができます。

⑥-2 啓発活動の充実

◆暴力の社会的認識の普及

「暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものである」との認識を広く社会に徹底することが大切です。

- ・暴力をなくすため、男女共同参画推進員が中心となり男女間の暴力の根絶に向けて啓蒙普及を行います。
- ・人権週間(毎年12月4日～10日)や女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日～25日)、男女共同参画週間(毎年6月23日～29日)において普及啓発を行います。

◆被害者の救済

被害者が「自分に責任がある、自分が悪い」と自分を責めていたり、「自分さえ我慢すればいい」と考えてしまうのは、暴力によって恐怖を与えられ、自信を失わされているからです。被害者の心情に配慮した対応が必要になってきます。

また、周囲の人も被害者を地域ぐるみで見守り、自立の支援をしましょう。

★行政としての取り組み

- ・ドメスティック・バイオレンスとなる行為を広く周知し、DVに対する正しい知識を身につけ、DV防止に努めます。
- ・暴力は絶対に許されない人権侵害だということを啓蒙普及します。
- ・被害者等からの通報について県や関係機関と連携をとり、相談支援体制を整備するとともに、適切なアドバイスを行います。
- ・恋人同士の間で起こる暴力、いわゆる「デートDV」の予防・啓発を若年層向けに行います。

⑥-3 被害者の相談・支援体制

◆安心できる相談体制づくり

暴力を受けたDV被害者が安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。また、被害者に関する個人情報保護の徹底に努めます。また、県女性相談センターをはじめ関係機関との連携強化のもと、DV被害者の事情に配慮し、生活を再建するための制度の活用や弾力的な運用に努めます。また、被害者の心のケアや、同伴する子どもの安全と養育支援について、関係機関と連携を図り、継続した相談及び情報提供を行います。

- ・相談窓口の周知及び相談窓口体制の充実
- ・DVに関する通報の重要性についての周知
- ・被害者に関する個人情報保護の徹底
- ・県女性相談センターをはじめ関係機関との連携強化による被害者支援の充実

立山町男女共同参画推進員連絡協議会名簿

校区名	氏名
五百石	石原 るり子
五百石	山口 美則
下段	杉田 亨
下段	清水 雅子
高野	松野 泰久
高野	竹腰 昌美
大森	藤井 玲子
大森	藤城 雅子
利田	髪口 清隆
利田	田村 淑子
日中上野	稲葉 一穂
日中上野	金尾 しのぶ
新瀬戸	高嶋 千恵
新瀬戸	川端 里枝
谷口	上田 千枝子
釜ヶ渚	中田 真二
釜ヶ渚	森川 悦子
岩峠	黒田 哲司
岩峠	澤田 かをる
千垣	佐伯 由加利
芦峠	佐伯 智勢子
新川	山林 まゆみ
新川	松井 佳美